

南予観光振興誘客・送客キャンペーンに係るPRパンフレット及びポスターデザイン並びに動画制作委託業務仕様書

1 業務名

南予観光振興誘客・送客キャンペーンに係るPRパンフレット及びポスターデザイン並びに動画制作委託業務

2 目的

令和7年7月～9月に開催を予定している「南予観光振興誘客・送客キャンペーン」に合わせ、南予の自然や食、歴史文化、体験コンテンツ等南予の魅力をPRし、南予への誘客・送客に繋げるため、四国へ来ている首都圏・関西圏からの旅行客の旅ナカ及び東中予地域の県民の旅マエ・旅ナカ用に配布又は掲示するパンフレット及びポスターのデザイン制作(印刷は別途行う)並びに首都圏向け商談会やホームページ、CM等に用いる動画制作を行う。

3 業務内容

(1) パンフレットの制作

企画立案(コンセプト、キャッチコピー含む)、構成、デザイン、原稿作成、写真撮影、レイアウト、編集などパンフレット制作に必要な全ての作業を実施すること。

ア メインターゲットは、子ども連れのファミリーや若者とする。

イ 掲載コンテンツは、パンフレット全体を通しての地域バランスを考慮すること。

ウ 南予へのアクセスガイドの地図、デザインに必要なイラスト等を制作すること。

エ 南予の周遊性を高め、滞在時間の延長や再来訪が期待できるような内容とする。

オ 受託者は本業務を遂行する上で、関係法令等を遵守すること。

※コンセプト、キャッチコピー、ページ構成、掲載コンテンツについては、受託者からの提案を踏まえて協議会と協議の上、決定する。

※業務遂行に際し、協議会所有の写真や紹介文等の情報を可能な範囲で提供する。

(2) ポスターの制作

視覚効果が高く、南予への観光の動機づけとなるものであり、パンフレットの表紙と関連のあるデザインとすること。

※ポスターの内容については、受託者からの提案を踏まえて協議会と協議の上、決定する。

(3) 動画の制作

- ア 夏の南予の魅力が伝わる内容とするとともに、パンフレットの内容と関連のあるものとする。
 - イ 動画制作に必要な機材及びスタッフを確保するとともに、テロップやBGM（著作権対応含む）の追加、編集、整音などを実施すること。
- ※動画の内容については、受託者からの提案を踏まえて協議会と協議の上、決定する。

(4) 制作業務全般の管理

受託者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容確認を行った後、協議会による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受託者は、協議会による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

なお、校正は原則3回以上、協議会が校了と判断するまで行うこと。

(5) その他追加提案

その他、本仕様書に記載のない事項については、予算の範囲内であれば自主企画として提案すること。

4 仕様

(1) パンフレット

パンフレットの規格は次のとおりとする。ただし、本業務に印刷製本・発送は含まない。

- ア サイズ : 提案すること(道の駅等での配布を想定し、配布サイズはA4までとすること)
- イ ページ数 : 提案すること
- ウ 印刷 : 全ページ カラー印刷(4色刷り)
- エ 配布先(想定) : 四国内の道の駅、県内公共交通機関、南予の観光施設等

(2) ポスター

ポスターの規格は次のとおりとする。ただし本業務に印刷・発送は含まない。

- ア サイズ : B2
- イ 印刷 : カラー印刷(4色刷り)
- ウ 掲示先(想定) : 県内の道の駅、県内公共交通機関、南予の観光施設等

(3) 動画

- ア 時間及び本数 : (ア) 30秒 1本以上
 (イ) 15秒 3本以上

- イ 使用先(想定)：(ア)30秒 首都圏向け商談会、ホームページ等
(イ)15秒 テレビCM、SNS広告等

5 成果物

受託者は、次のデータを作成し、電子媒体で納品すること。

データの仕様は協議会と受託者が協議の上、決定する。

- (1) パンフレットの印刷用入稿データ、編集可能データ及びデジタルパンフレットデータ
- (2) ポスターの印刷用入稿データ及び編集可能データ
- (3) パンフレット及びポスターに使用した写真データ、イラスト及び図（受託者が所有するものを除く）
- (4) 動画

6 納入場所

南予広域観光プロモーション協議会八幡浜事務所

（愛媛県南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室）

〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37

7 納入期限

- (1) パンフレット・ポスター：令和7年2月28日（金）
- (2) 動画(4(3)ア(ア))：令和6年10月31日（木）
- (3) 動画(4(3)ア(イ))：令和7年2月28日（金）

8 留意事項

- (1) 受託者が所有する写真及びイラスト、フリー素材等を使用することは差し支えない。その場合も、第三者の著作権等を侵害するものでないこと。
また、第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこと。
- (2) パンフレット、ポスター及び動画に掲載された本文、写真（受託者が所有するものを除く）、図面等に関する権利（著作権法第21条から第28条までに規定するもの）は、すべて協議会に帰属するものとし、制作に伴う改変・加工については受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (3) 成果物は、他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものではないこと。
- (4) 制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度協議会と協議すること。